

令和9年度～令和11年度 外国語指導助手派遣業務仕様書

本仕様書は、春日井市（以下「甲」という。）における令和9年度～令和11年度の外国語指導助手派遣業務契約の内容、履行方法等の細則について定めることを目的とする。

1 業務

本業務は、次に定める派遣業者（以下「乙」という。）が実施する管理運営及び履行に関する業務、並びに乙が派遣する外国語指導助手（以下「ALT」という。）が学校現場等で行う指導等の業務とし、乙は善良な管理者の注意をもってこれらを適切に履行する。

2 契約期間、派遣業務履行日時等

（1）契約期間は、契約締結日の翌日から令和12年3月31日までとする。

ただし、契約期間のうち、契約締結日の翌日から令和9年3月31日までを準備期間、令和9年4月1日～令和12年3月31日までを派遣期間とする。

※準備期間は、乙が本業務に必要なとなる人員の準備等、業務を適正に履行できる体制を整える期間とし、当該期間に係る費用については乙の負担とする。

（2）派遣業務の履行日は、原則として派遣校の開校日に準ずる日とする。ただし、次号に定める、週の業務履行時間を超えない範囲において、甲と乙が協議の上合意した業務については、この限りでない。

（3）甲は、業務の履行日時について、小中学校を13ブロックに分けて各ブロック内の日程調整を行い、指定するものとする。

（4）1日の業務履行時間は、各小中学校の授業計画等に基づき、原則として午前8時から午後5時までの間で、週40時間未満とする。

（5）乙は、各小中学校に配置した担当のALTに予定業務が実施できない事情が生じた場合には、直ちにその旨を甲に報告し、臨時のALTの氏名を甲へ通知した後に業務を履行するか、又は未実施分を甲と調整し、契約期間中の他の日に実施するものとする。

（6）履行日時を変更する場合は、予め甲及び乙が協議し合意した上で行うものとする。

3 業務内容

業務の内容は、次のとおりとする。

（1）乙が行う業務

① 本業務を円滑に遂行するためのALTの適正な採用、配置、登録、研修及び管理体制の構築

② 契約締結後の準備期間における体制整備

- ③ 甲が行う日程調整への協力、及び週の業務履行時間を遵守した適正な派遣・労務管理
 - ④ A L Tに予定業務が実施できない事情が生じた場合の報告及び代替調整
 - ⑤ 長期休業期間中等におけるイングリッシュキャンプの実施（※詳細は別紙「イングリッシュキャンプ仕様書」に記載）。
 - ⑥ 教職員に対する外国語教育の指導力向上につながる研修の企画・実施
 - ⑦ 業務実施状況の確認（検収）、実施報告書及び請求書の提出
 - ⑧ 業務実施中に発生したA L Tに関する事故等の解決及び対応
 - ⑨ 業務で使用するA L T用の教科書等の調達及び費用負担
 - ⑩ 甲との打合せへの出席、及び学校の実情に応じた対応
 - ⑪ その他、春日井市外国語指導助手活用方針に則して行う活動に伴う業務で、甲と乙が協議の上、乙が合意した事項の履行
- （2）ALTが行う業務（乙が派遣するA L Tに実施させる業務）
- ① 外国語活動及び外国語科における英語指導
 - ② I C Tを活用した学習支援
 - ③ 担当教員等との英語会話の実演
 - ④ 英語教材の作成、研究及びその提供
 - ⑤ 指導案及び指導方法に関する情報提供
 - ⑥ 教職員及び市教育委員会の国際理解の促進に関する支援及び情報提供
 - ⑦ 効果的な授業実践及び指導案作成に関する支援及び情報提供
 - ⑧ 授業外における児童生徒との交流及び言語活動の指導
 - ⑨ 学校外における地域交流や学習活動等の場への参加
 - ⑩ その他、学校現場における授業等に関連する活動

4 業務の場所

業務の場所は、春日井市立小学校、中学校及び行事等の会場とする。

小学校 38校 中学校 16校

行事等の会場については、予め甲及び乙が協議し合意した行事等に係る会場に限る。

5 A L Tの要件

- （1）英語を母国語とし学士号以上の学位を有する者又は学士号以上の学位を有する母国語が英語以外の者で母国語が英語の者と同等の英語力を有すること。
- （2）本業務を履行するにあたり、出入国管理及び難民認定法に定める適切な在留資格を有すること。
- （3）犯罪に係る刑罰等の執行猶予を受けてないこと。また、過去に禁錮以上の刑に処せられ

たことがないこと。

- (4) 学校保健安全法及び労働安全衛生法に定める健康診断を受診し、異常がないこと。
- (5) 心身ともに健康で、職務に専念することができること。
- (6) 日本語による意思疎通ができること。
- (7) 語学教師としての資格を有する者又は言語教育に熱意があること。
- (8) 日本における学校教育、特に外国語教育に関心があること。
- (9) 児童生徒との適切かつ良好な人間関係を維持することができること。

6 業務履行の改善

甲が、乙の業務履行に問題があると判断した場合、乙は速やかに改善を図るものとする。

7 派遣業者の指導監督事項等

乙は次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 公共の利益のために業務を履行し、かつ、全力を挙げてその責務を果たすこと。
- (2) 業務を履行するにあたり、法令及び甲の定める条例、規則等（以下「法令等」という。）に従うこと。
- (3) 相互に人格を尊重し秩序と品位の保持に務め、甲及び乙が協力して業務の遂行を図るようにすること。
- (4) 甲が管理する財産の保全と効率的な使用に、十分な注意を払うこと。
- (5) 労働関係法上の全ての責任を果たすとともに、適切な教育指導及び指揮監督を行うこと。
- (6) 甲の信用を傷つけ又は甲の不名誉となるような行為を行わないようにすること。
- (7) 法令等に特別の定めがある場合を除くほか、業務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- (8) 業務履行時に宗教活動又は政治活動を行わないこと。
- (9) 業務履行時に入れ墨、タトゥー等を露出しないこと。
- (10) 業務履行に必要な研修を適宜実施する等、確実な業務の履行を図ること。
- (11) 綿密な連絡体制を整備し、確実な業務の履行を図ること。

8 業務履行の確認

乙は、派遣したALTに日々業務終了後、乙が定める業務実施報告書（以下「実施報告書」という。）の確認欄にALTを配置した各小中学校の教頭又はALT担当教諭の検収を受けさせること。

9 その他

- (1) 甲及び乙は、業務を適切に遂行するため、学期に1回程度調整のための打合せを行うものとする。なお、早急に対応すべき事項が発生したときには、その都度行うものとする。
- (2) 乙は、業務の細部について学校の実情に応じて対応すること。
- (3) 業務で使用するALT用の教科書等は、乙の負担で購入しなければならない。なお、小学校3年生及び4年生は、文部科学省作成の外国語活動教材『Let's Try!』、小学校5年生及び6年生は『NEW HORIZON Elementary English Course』（東京書籍）、中学校は『NEW HORIZON English Course』（東京書籍）を使用する。
- (4) 業務実施中に発生したALTに関する事故は、明らかに甲の責によると認められる場合を除き、乙の責により解決するものとする。
- (5) 乙は、実施報告書を翌月10日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日以前において最も近い休日でない日）までに、学校教育課に提出すること。
- (6) 乙は、実施報告書とともに、甲が定める請求書を学校教育課に提出すること。
- (7) 甲は、実施報告書の内容を確認し、請求が適正であると認めた場合は速やかに支払うものとする。支払いは月額による分割払いとし、1回の支払い金額は契約金額を12で割った金額を月額として支払うものとする。ただし、金額に端数が生じた時は、最終月で調整する。なお、支払いは、請求書受領後30日以内に支払うものとする。